

第5次北茨城市総合計画後期基本計画 概要版

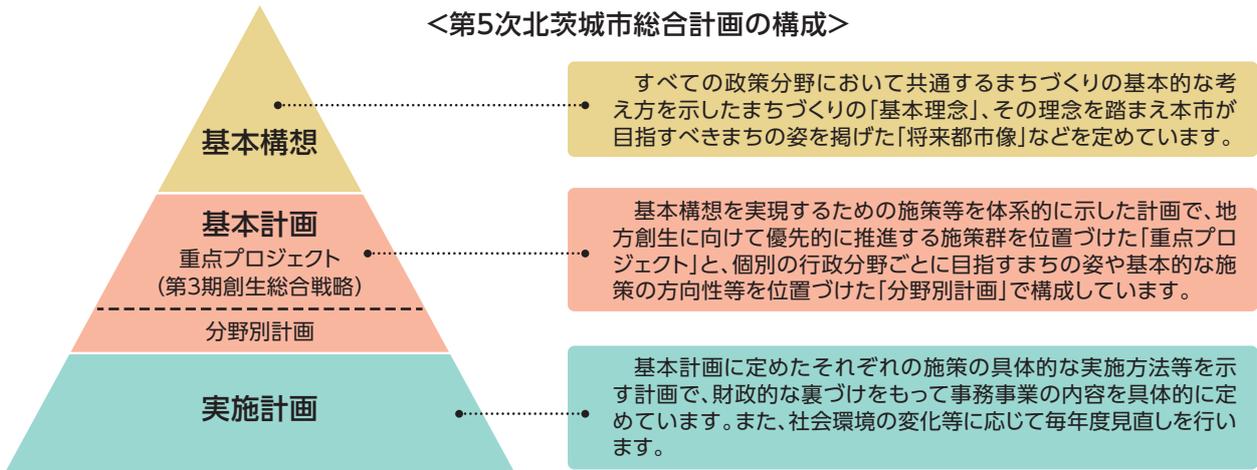
目次

1 総合計画の概要	1
2 計画の基本フレーム(人口ビジョン)	2
3 重点プロジェクト(第3期北茨城市創生総合戦略)	3
4 分野別計画	5

1 総合計画の概要

(1) 計画の構成

総合計画は、本市が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置づけられる計画として、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成しています。



(2) 計画の基本構想

基本理念

社会動向の変化を的確にとらえ、市が抱えている諸課題に対応しながら、北茨城市の新しいまちづくりを進めるにあたり、基本理念を次のように定めています。

- 基本理念1** みんなで考え、みんなで創るまちづくり
- 基本理念2** 誰もが安心してずっと住み続けたいまちづくり
- 基本理念3** 誰もが誇りと元気にあふれる活力あるまちづくり

将来都市像

まちづくりの基本理念を踏まえ、北茨城市の将来都市像を次のように定めています。

誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城
～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～

基本目標

基本理念を踏まえ、将来都市像の実現に向けて、次の6つの基本目標を定めています。

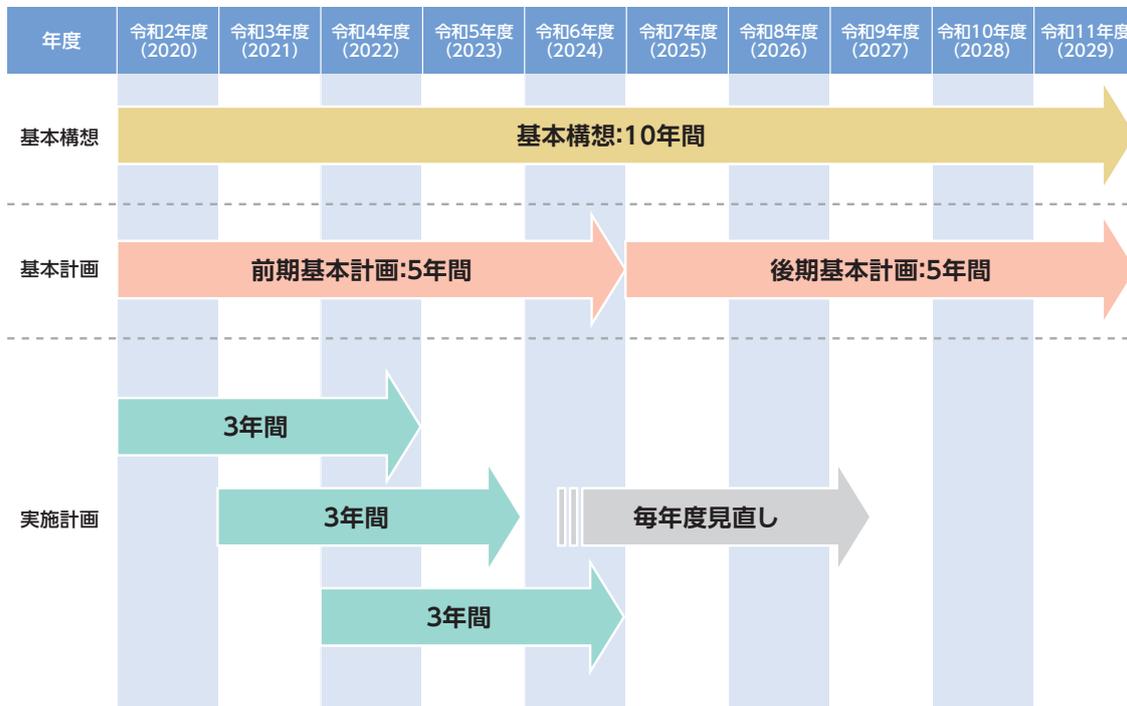
- 基本目標Ⅰ** 市民が主役の持続可能なまちづくり
- 基本目標Ⅱ** 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり
- 基本目標Ⅲ** ふるさとを想う教育・文化のまちづくり
- 基本目標Ⅳ** 安らぎと利便性が高いまちづくり
- 基本目標Ⅴ** 人と地球にやさしい安全なまちづくり
- 基本目標Ⅵ** 創意に満ちた活力あるまちづくり

(3) 計画の期間

「基本構想」は令和2(2020)年度～11(2029)年度までの10年間、「基本計画」は、前期が令和2(2020)年度～6(2024)年度までの5年間、後期が令和7(2025)年度～11(2029)年度までの5年間としています。

また、「実施計画」の計画期間は3年間としていますが、施策や事業の実効性(地域課題の解決に向けた高い効果)を確保するため、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

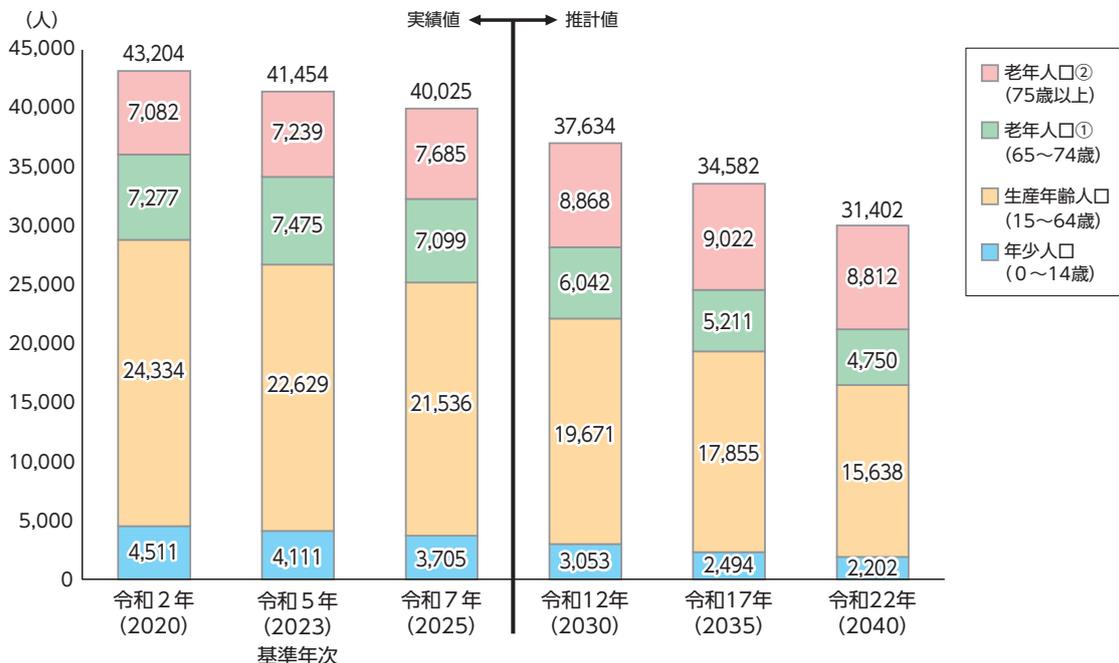
<第5次北茨城市総合計画の計画期間>



2 計画の基本フレーム(人口ビジョン)

今後、本市の人口は一貫して減り続け、令和22(2040)年頃には約3万人まで減少すると予測されています。人口は、地域社会の活力の維持・増進を図るための重要な源です。本市では、重点プロジェクト(第3期北茨城市創生総合戦略)に掲げた取組みの方向性を効果的かつ着実に具現化し推進していくことを前提に、令和22(2040)年の将来目標人口を「3万1,500人」と設定します。

<北茨城市人口ビジョンにおける将来人口推計>



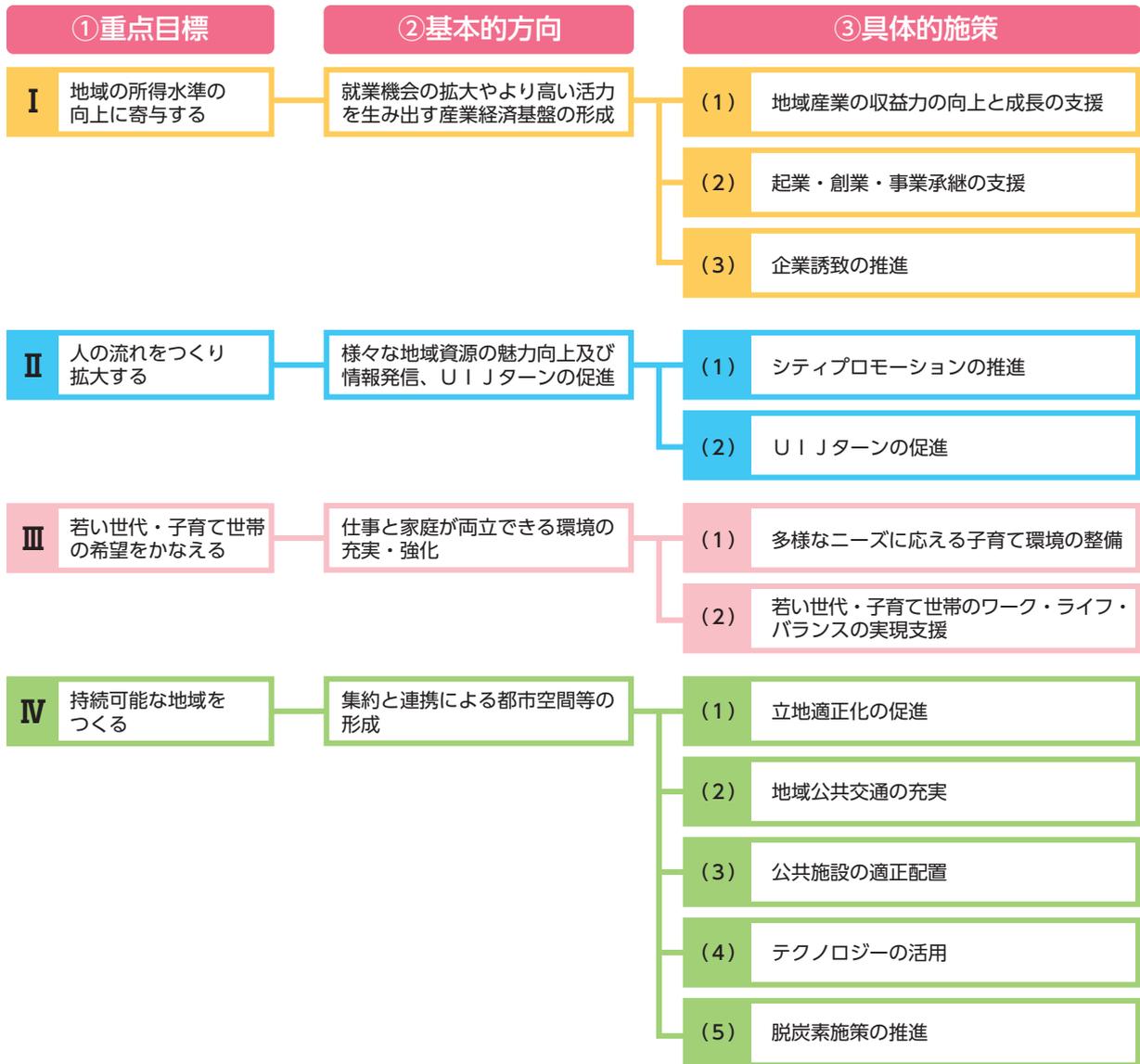
3 重点プロジェクト(第3期北茨城市創生総合戦略)

(1) 重点プロジェクトの体系

「重点プロジェクト」は、今後、本市が人口減少社会下にあっても将来にわたって活力ある持続可能なまちを実現するために、行政の経営資源を最適に活用しながら、分野横断的かつ重点的・優先的に推進していく施策群を示したものであり、「第3期北茨城市創生総合戦略」に該当します。

重点プロジェクトの体系は以下のとおりです。

<重点プロジェクトの体系>



①重点目標⇒一定のまとまりの政策分野ごとに、達成を目指すまちづくりの目標

②基本的方向⇒重点目標の達成に向けて推進する政策

③具体的施策⇒基本的方向を具現化するため、計画期間内(令和7(2025)～11(2029)年度)に実施する施策

(2) 重点目標別の施策（基本的方向及び具体的施策）

重点目標Ⅰ 地域の所得水準の向上に寄与する

地域産業のポテンシャルを高め、市民の所得水準の向上に寄与できるよう、すべての地域産業の収益力の向上や持続的な成長の向上、起業・創業・事業承継の支援、より幅広く厚みのある産業構造の確保に努めることで、就業機会の拡大とより活力の高い産業経済基盤の形成に努めます。

地域産業の収益力の向上と成長の支援、起業・創業・事業承継の支援、企業誘致の推進

重点目標Ⅱ 人の流れをつくり拡大する

様々な地域資源の魅力向上とその活用によるシティプロモーションを推進し、本市の魅力を市内外に広く発信することにより、「訪れたいまち」、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」の形成につなげます。

高校卒業後の大学・専門学校等への進学や、就職の機会に市外へ転出した元市民の転入（Uターン）の増加を目指します。また、地縁・血縁はないが本市に何らかの魅力を感じての転入（Iターン）、近隣地域の出身者で東京都市圏などに住む人々の転入（Jターン）の増加を目指します。

シティプロモーションの推進、U・I・Jターンの促進

重点目標Ⅲ 若い世代・子育て世帯の希望をかなえる

仕事と子育ての両立ができる環境や、心身の健康面や経済面を含めて、より安全・安心に妊娠・出産・子育てができる環境の形成を目指します。

多様なニーズに応える子育て環境の整備、若い世代・子育て世帯のワーク・ライフ・バランスの実現支援

重点目標Ⅳ 持続可能な地域をつくる

相対的に人口が集積している地区への医療・福祉や商業・サービス等の都市機能の誘導や公共施設の集約を目指すとともに、その他の市内各地区との連携を担保する公共交通による移手段の確保に努めます。

最先端のテクノロジー（科学技術）の実用化の動向や費用対効果を見極めながら、その可能性を最大限に引き出すことで、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される生活圏の形成を目指します。

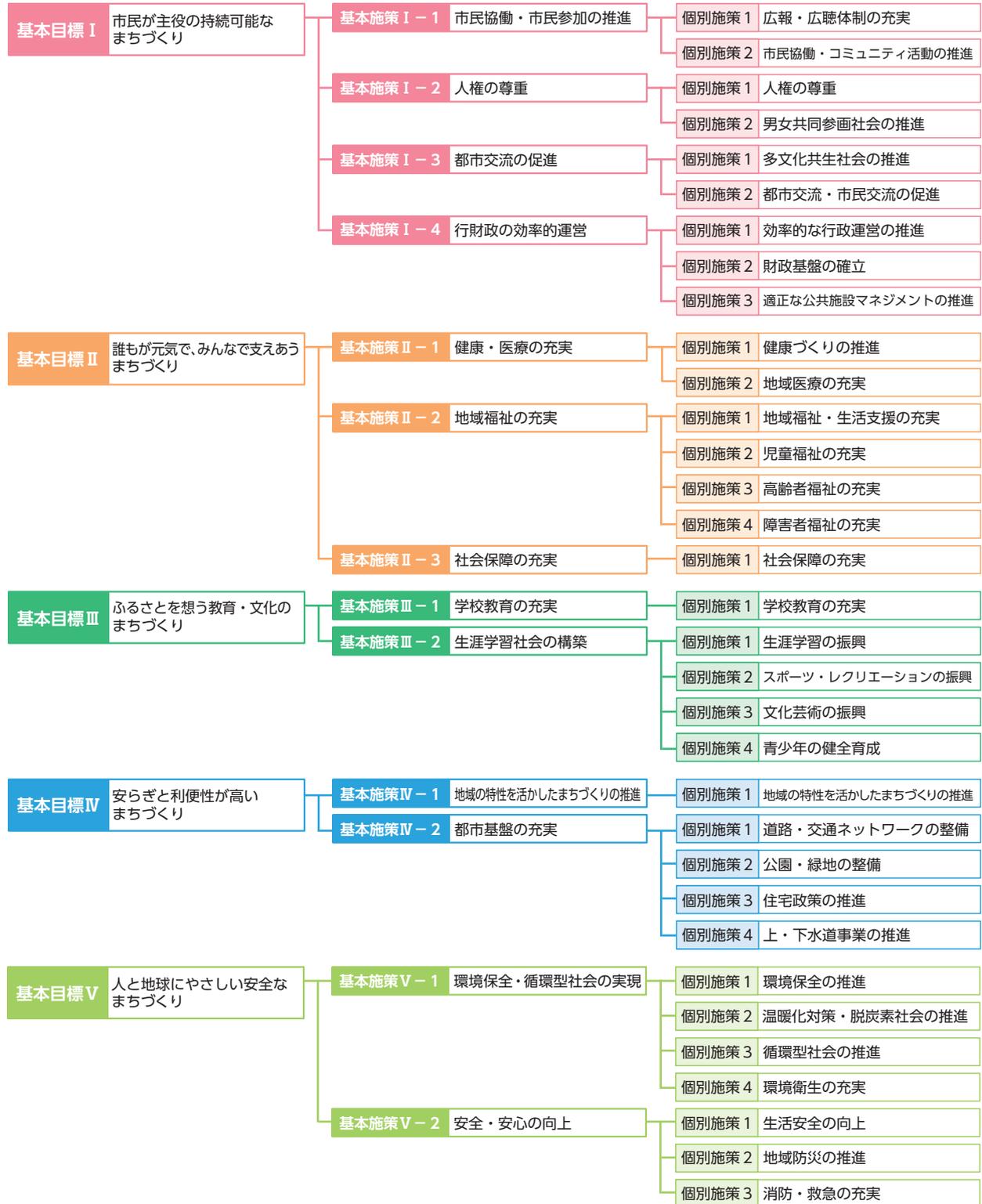
立地適正化の促進、地域公共交通の充実、公共施設の適正配置、テクノロジーの活用、脱炭素施策の推進

4 分野別計画

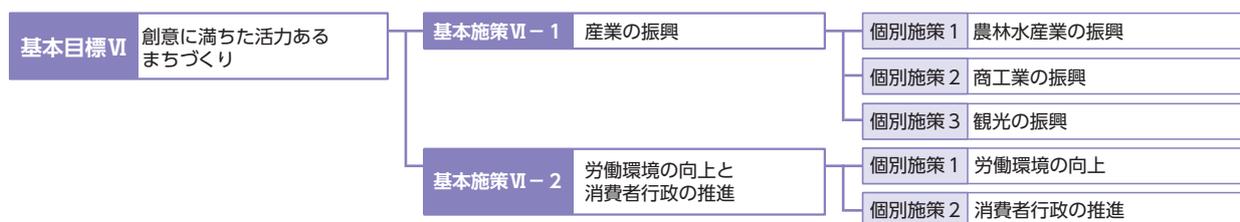
(1) 分野別計画の施策体系

後期基本計画では、基本構想に掲げた「基本目標Ⅰ 市民が主役の持続可能なまちづくり」から「基本目標Ⅵ 創意に満ちた活力あるまちづくり」まで6つのまちづくりの基本目標に即し、その配下に位置づけた基本施策を具体化するための個別施策を以下のとおり設定しています。

<分野別計画の施策体系(1/2)>



<分野別計画の施策体系(2/2)>



(2) 施策の推進によって「目指すまちの姿」

後期基本計画では、基本施策の配下に位置づけた個別施策の狙いが市民にも分かりやすく伝わるよう、当該施策の推進によって実現を目指すまちの姿を簡潔に示しています。

基本目標Ⅰ 市民が主役の持続可能なまちづくり

【基本施策Ⅰ-1】市民協働・市民参加の推進

- 1) 多様化・複雑化する地域社会が抱える課題の解決に向けて、様々な媒体を効果的に活用することで市民と行政の双方向によるコミュニケーションが活発なまちにします。
- 2) 地域課題の解決に向けて多様な主体との協働で取組むまちにするとともに、市民同士がつながりあい、協力しあって、より良い地域社会の実現に向けて活発に地域コミュニティ活動に取組むまちにします。

【基本施策Ⅰ-2】人権の尊重

- 1) 誰もがお互いの人権や多様性を尊重しあい、すべての市民が住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けられるまちにします。
- 2) 男女を問わず、すべての市民があらゆる分野において対等な立場で参画し、その能力と個性を十分に発揮し、いきいきと活躍できるまちにします。

【基本施策Ⅰ-3】都市交流の促進

- 1) 国籍や言語等の違いを超え、すべての市民が互いの文化的な違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域コミュニティの中でともに生きていく多文化共生社会を実現します。
- 2) 市外のより多くの人たちと幅広い分野における交流を促進し、お互いの地域の歴史や文化を尊重する魅力あふれるまちにします。

【基本施策Ⅰ-4】行財政の効率的運営

- 1) 将来にわたって持続可能な発展を続けるまちであるとともに、市民ニーズの多様化に伴う新たな行政課題に適切に対応できる市民満足度の高いまちにします。
- 2) 次世代に大きな負担を残さず、将来にわたって健全で安定した財政運営を維持できるまちにします。
- 3) 老朽化が進行している公共施設の計画的な保全や長寿命化を図りながら、市民意向や利用状況の動向等を踏まえ、公共施設の統合、集約化・複合化、廃止等により、公共施設の総量・維持管理及び運営等費用の最適化に努めます。また、将来にわたって市民満足度の高い公共サービスを安定的に提供し続けられるまちにします。

基本目標Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり

【基本施策Ⅱ-1】健康・医療の充実

- 1) 市民一人ひとりが自ら積極的に健康づくりに取り組み、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らし続けられるまちにします。
- 2) 市民が住み慣れた地域の中で、必要な時に適切な医療を受けられるまちにします。

【基本施策Ⅱ-2】地域福祉の充実

- 1) 市民、地域、各種団体など多様な主体が共に支えあいながら、誰もが孤立せず、住み慣れた地域の中でいつまでも安心して快適に暮らせるまちにします。
- 2) 子育て世帯がより安心して子どもを生き育てられるとともに、子どもたちが安全・安心な環境のもと、心身ともに健やかに成長できるまちにします。
- 3) 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送ることができるまちにします。
- 4) 障害のある人もない人も、あらゆる人が支えあいながら、地域で共に暮らし、豊かな日常生活を送ることができるまちにします。

【基本施策Ⅱ-3】社会保障の充実

- 1) 市民の健康を支える重要な基盤の1つである医療保険制度が、将来にわたって健全かつ安定的に運営されているまちにします。

基本目標Ⅲ ふるさとを想う教育・文化のまちづくり

【基本施策Ⅲ-1】学校教育の充実

- 1) 次代の北茨城を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる「生きる力」を着実に身につけ、未来をたくましく切り拓いていくことができるまちにします。

【基本施策Ⅲ-2】生涯学習社会の構築

- 1) 市民一人ひとりのライフステージに応じた豊かな人生を支えられるよう、生涯を通じて学び続けることができるまちにします。
- 2) 子どもから高齢者まで誰もがスポーツ・レクリエーションを通じて、いつまでも健康で豊かな生活を送ることができるまちにします。
- 3) 誰もが気軽に、文化芸術や地域固有の個性豊かな歴史や伝統・文化とふれあえるまちにします。
- 4) 子ども・若者たちが、心身ともに健全で社会性を身につけ、次代を担う社会の一員としての強い自覚と責任を持って社会生活を送ることができるまちにします。

基本目標Ⅳ 安らぎと利便性が高いまちづくり

【基本施策Ⅳ-1】地域の特性を活かしたまちづくりの推進

- 1) 各地域の特性を踏まえながら、多様な機能が調和し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地が形成されたまちにします。

【基本施策Ⅳ-2】都市基盤の充実

- 1) 人や車が市内を快適に行き来するとともに、子どもや高齢者など自分で車を運転できない市民も安全・安心に移動することができるまちにします。
- 2) 市民が安全・安心に公園を利用し日常的に緑とふれあえることで、日々の生活の中でうるおいや豊かな暮らしを実感できるまちにします。
- 3) 災害に強く、良質で人にやさしい住宅ストックを維持・形成することで、市民がそれぞれのライフステージに応じて安全・安心で快適に住み続けられるまちにします。
- 4) 市民及び事業者が安全・安心な水道水を安定的に利用できるとともに、河川及び水路等の公共用水域の良好な水質が保全され、美しく快適な住環境が維持されたまちにします。

【基本施策V-1】環境保全・循環型社会の実現

- 1) 後世に継承すべき貴重な財産として、良好な自然資源をいつまでも大切に守り、活かすとともに、地域住民が良好な生活環境の中でより快適に暮らせるまちにします。
- 2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、市民・事業者・市が自ら積極的に取組み、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するまちにします。
- 3) 市民・事業者による3Rの取組みを推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、環境への負荷が低減された資源循環型社会を形成するまちにします。
- 4) 豊かな自然環境並びに周辺景観と調和した施設とともに、環境保全に十分配慮ができるまち、常に良好な衛生環境が保たれた清潔で快適なまちにします。

【基本施策V-2】安全・安心の向上

- 1) 交通事故や犯罪の被害者や加害者になることがないように、すべての市民が安全・安心に暮らすことができるまちにします。
- 2) 市民が地域の災害リスクを正しく認識し、事前の備えや発災時には地域が一体となって互いに協力して助けあう、「自助」、「共助」に根ざした地域防災活動と「公助」を適切に組み合わせ、災害による被害を最小限に抑えられるまちにします。
- 3) 消防・救急体制を強化し、災害や事故等からより多くの市民の貴重な生命、身体及び財産を守ることができるまちにします。

【基本施策IV-1】産業の振興

- 1) 市民の農林水産業への関心や理解を深めながら、安定した経営と生産基盤が維持された将来にわたり持続可能な農林水産業が営まれるまちにします。
- 2) 将来にわたって活力に満ちた地域経済社会を維持するため、活発な経済活動が持続的に展開されている“がんばる企業が集うまち”にします。
- 3) 市外からより多くの人たちや消費を市内へと引き込み、将来にわたってにぎわいに満ちたまちにします。

【基本施策IV-2】労働環境の向上と消費者行政の推進

- 1) 市内で働くすべての労働者が高い勤労意欲を持ちながら、健康で心豊かな生活を送ることができるまちにします。
- 2) 若者から高齢者まで市民一人ひとりが、消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるまちにします。

第5次北茨城市総合計画後期基本計画 概要版

発行年月	令和7(2025)年3月
発行	北茨城市
編集	北茨城市市長公室企画政策課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地
TEL	0293-43-1111(代表)
